



法務省入国管理局
入国在留課
田村明課長殿

謹啓

欧州ビジネス協会（EBC）は、ビザおよび再入国許可政策に関する法務省とのここ数年間にわたる緊密な対話に感謝するとともに、本状により、2007年11月20日に施行予定の改正出入国管理及び難民認定法に関する当協会会員の懸念に貴殿のご注意を喚起致したく存じます。EBCでは、入国および再入国する外国人の指紋・顔写真の提供義務化の導入は、在留外国人、ビジネスマン、在日企業に悪影響を及ぼさないやり方で実施されねばならないと確信しております。

この問題に対してはEBCと在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所（ANZCCJ）は緊密に協力し、見解を共有しています。

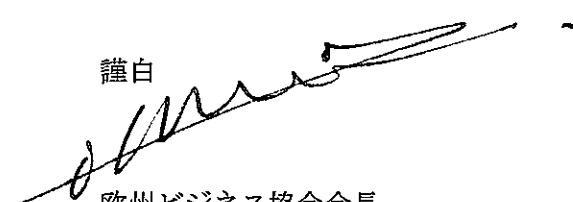
EBC及びANZCCJは、システムへの生物学的データの事前登録によって日本国民と在留外国人が共に、日本への帰国時に半自動的に再入国手続を用いることができるようになる、新しい電子システムの導入を全面的に支持します。しかしながら、このシステムが当初は成田空港でしか利用できないことを遺憾に思うとともに、法務省に対し、日本のすべての国際空港に半自動ゲートを遅滞なく導入するよう要望します。

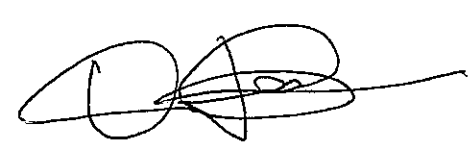
半自動ゲートを使用できない在留外国人（再入国許可保有者）のため、外国人旅行者やその他の不定期日本訪問者とは別個に、入国カウンターに専用の列を設けるとの法務省の口頭による約束にEBC及びANZCCJは感謝します。半自動ゲートはまだすべての国際空港に設けられているわけではなく、また、法務省の口頭の指示は容易に見過ごされがちなため、EBC及びANZCCJは法務省に対し、在留外国人（再入国許可保有者）のための専用の列を設ける必要性について国内のすべての入国管理局に周知徹底する通知を出すよう要望します。

ご承知のとおり、在留外国人（再入国許可保有者）は現在、日本への再入国の際に日本国民に混じって行列することを認められており、これはスムーズな入国を可能にする有難い効果的なシステムです。日本で税金を納めている長期在留者を、不定期の訪問者と唐突にひとまとめにすることは、頻繁な商用旅行者にとって過剰な遅れを生み、経営者の効率的で迅速な移動性に大きく依存している企業に受け入れがたいコストを課すおそれがあります。

EBCは、法務省との話し合いに深く感謝するとともに、施行の時期が間近に迫り当協会会員がますます懸念を深めるなか、この規制変更が在留外国人にどう影響を及ぼすかについての明確な情報を公表していただけるものと信じております。ANZCCJはこの法務省に対する要望を全面的に支持しています。

謹白


欧州ビジネス協会会長
リチャール・コラス


在日オーストラリア・ニュージーランド
商工会議所会頭
ティム・レスター

CC:

外務省領事局外国人課
松永一義 課長